

# 第1 調査の目的等

## 1 目的

本調査は、伝統工芸の地域資源としての活用状況や、伝統工芸の産地における課題解決に向けた取組状況、伝統工芸に対する国や地方公共団体等の支援施策の実施状況・活用状況等を調査し、様々な主体による伝統工芸品産業の振興を後押しするとともに、関係行政の改善に資する情報を提供するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

経済産業省、文部科学省（文化庁）、内閣府

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県（18）、市区町村（33）、伝統工芸品製造協同組合（36）<sup>(注)</sup>、伝統工芸品製造事業者（42）、関係団体等

(注) (3)記載の調査対象とした伝統工芸品37品目のうち、伝統工芸品製造協同組合が存在しなかった品目が2品目、組合が複数存在し、そのうち2組合を調査した品目が1品目あったことから、調査対象組合数は36組合となっている。

### (3) 調査対象とした伝統工芸品

本調査では、37品目の伝統工芸品に係る産地を調査対象とした。調査対象品目の属性については、以下の表のとおりとなっている。

表 調査対象とした伝統工芸品 37 品目の属性【調査時点（令和元年度）】

| 品種      |    | 指定制度        |    | 重要無形文化財               |   |
|---------|----|-------------|----|-----------------------|---|
| 織物      | 10 | 国指定伝統的工芸品   | 31 | 保持団体認定 <sup>(注)</sup> | 7 |
| 染色品     | 2  | 都道府県指定伝統工芸品 | 11 |                       |   |
| 和紙      | 5  |             |    |                       |   |
| 陶磁器     | 5  |             |    |                       |   |
| 漆器      | 5  |             |    |                       |   |
| 木工品・竹工品 | 7  |             |    |                       |   |
| 金工品     | 2  |             |    |                       |   |
| 人形・こけし  | 1  |             |    |                       |   |

(注) 当該伝統工芸品を製作するための技術等の一部が、重要無形文化財に指定されている工芸技術と重複する伝統工芸品の数を記載している。

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 2事務所（東京、石川）

### 4 実施時期

令和元年8月～令和4年6月